

特集



旧志津川町時代から引き続き町政を担うことになった佐藤仁町長に4期目の抱負を聞きました。

佐藤町長が描く4期目のストーリー



①「復興の総仕上げ」



震災復興祈念公園イメージ図

住宅再建の基盤整備が昨年度末で完了し、魚市場や役場庁舎などの公共施設、そして賑わいの中核をなす商店街が志津川、歌津の両地区にオープンするなど、住民生活とそれを支える地域社会の諸機能が復興しつつあります。復興計画の期限である平成32年度に向けては、町民の安全と安心を守る防潮堤整備や生業の

②「子育て支援の充実」

基盤である漁港整備、さらには、追悼そして未来を創造する協働の場、震災復興祈念公園の整備が着実に完了するよう進めていきます。また、震災復興祈念公園とともに防災教育の拠点であり、震災教訓を伝承するための（仮）震災伝承館の整備を進めます。

平成27年の国勢調査で本町の人口は12,370人と、平成22年の国勢調査から29%の減少となり、県内では2番目に高い減少率でした。人口減少が深刻化する中で重要な問題が少子化です。地域の担い手となる子どもが生まれる数は、若年層の晩婚化、晩産化や不安定な職業環境などが重なって、依然として減少傾向にあります。本町の合計特殊出生率は、平成26年には1・15と全国値の1・42を大きく下回っています。そのため、少子化の抑制と超高齢社会を支える担い手の確保という観点からも、誰もが安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりが求められることから、平成27年度に策定

償却資産（固定資産税）の申告は1月31日まで

～平成30年1月1日現在の所有状況を申告～

償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況を、所在する市町村に申告しなければなりません。

【受付期間】1月4日（木）～31日（水）（土日、祝日は除く）

【申告書提出先】町民税務課または歌津総合支所

【提出書類】償却資産申告書および種類別明細書

償却資産とは

漁業、農業などの自営業者、工場、商店、アパート経営などを行っている人が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、備品などのことです（土地、家屋、自動車税、軽自動車税の課税対象を除く）。

業種別の償却資産

- 漁業……………漁船、船外機、漁具など
- 農業……………農機具、ビニールハウス、耕運機など
- 工場……………受変電設備、施盤、溶接機など
- 小売業……………冷蔵庫、陳列棚、レジスターなど
- 不動産業……………舗装工事、駐輪場、フェンスなど

太陽光発電設備に係る償却資産の申告

太陽光発電設備は、固定資産税の課税対象となる場合があります。以下に該当する場合は、償却資産の申告が必要です。

設置者	申告が必要となる場合
個人（住宅用）	家屋の屋根、土地などに発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置して売電している場合は、事業用資産となりますので申告が必要です。
個人（個人事業主）	個人事業主が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電収入にかかわらず申告の対象となります。
法人	発電出力、売電の有無にかかわらず、事業用資産として申告の対象となります。

※昨年までに申告された人には、償却資産申告書を送付しています。新たに申告するために申告書が必要な人は、町民税務課資産税係までご連絡ください。また、前年中に資産の増減がなかった場合でも、償却資産申告書の所定事項に記入のうえ、必ず申告書を提出してください。

町民税務課資産税係 ☎46-1372